

地方譲与税の概要 (詳細 その1)

譲与税目	地方揮発油譲与税																																																																		
沿革・意義	<p>昭和28年に道路整備を促進する観点から、揮発油税収入を国の道路目的財源とするため「道路整備費の財源等に関する臨時措置法」が制定された。しかし、道路整備事業の美施については道路の整備費を地方団体に負担し、揮発油税収入を全額として揮発油譲与税として揮発油の消費に充てられることとされた。昭和29年度において、揮発油譲与税創設をめぐってなされた議論を制度的に明確化する見地から、揮発油の消費に充てられる揮発油譲与税の財源となる揮発油譲与税創設を地方団体に譲与することとされた。平成15年度には、国庫補助負担金の見直しに伴い、国県道分と市町村道分の配分割合が、43:57から58:42に改正された。平成20年度には、高速自動車国道(新直轄方式)の維持管理費用の地方負担が導入されたことに伴い、算定基礎である道路の種類に、「高速自動車国道」を追加した。平成21年度には、道路特定財源の一般財源化に伴い、地方道路税が地方揮発油税に改められたことを受け、地方道路譲与税法が地方揮発油譲与税法に改正され、地方揮発油譲与税が創設された。</p>																																																																		
譲与総額	地方揮発油税収入額の全額(法1)																																																																		
課税標準率	製造場からの移出又は保税地域からの揮発油引取数量(揮発油税法8、地揮税法3) 53,800円/kg(揮発油税 48,600円/kg、地方揮発油税 5,200円/kg) (揮発油税法9、地揮税法4、租特法88の8)																																																																		
譲与団体(H25実績)	全都道府県及び全市町村(特別区含む) (法1)																																																																		
譲与基準	○都道府県・指定市(譲与額の100分の58に相当する額)(法2) 1/2 前年の4月1日現在における各都道府県及び指定市の区域内に存する一般国道・高速自動車国道・都道府県道の延長 1/2 前年の4月1日現在における各都道府県及び指定市の区域内に存する一般国道・高速自動車国道・都道府県道の面積 ※ 都道府県・指定市分については、譲与制限の制度がある。 ○市町村(譲与額の100分の42に相当する額)(法3) 1/2 前年の4月1日現在における各市町村の区域内に存する市町村道の延長 1/2 前年の4月1日現在における各市町村の区域内に存する市町村道の面積																																																																		
譲与基準の補正について	○都道府県・指定市(規則3) 1 道路の延長 ①人口補正：道路の延長を1,000メートルで除して得た数値で当該都道府県又は指定市の人口を除いて得た数による補正 <table border="1" data-bbox="411 902 999 987"> <thead> <tr> <th>都道府県又は指定市の区分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500人以下のもの</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>〃(略)</td> <td>〃(略)</td> </tr> <tr> <td>13,000人を超えるもの</td> <td>6.66</td> </tr> </tbody> </table> 2 道路の面積 ①道路の種別補正 <table border="1" data-bbox="411 1021 1267 1149"> <thead> <tr> <th>道路の種類別</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道(橋りょうを除く。)</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>指定区間内の一般国道</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>指定区間外の一般国道</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>高速自動車国道(橋りょうを除く。)</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>都道府県道(橋りょうを除く。)</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>橋りょう</td> <td>4.0</td> </tr> </tbody> </table> ②人口補正：道路の面積を1,000平方メートルで除して得た数値で当該都道府県又は指定市の人口を除いて得た数による補正 <table border="1" data-bbox="411 1182 999 1267"> <thead> <tr> <th>都道府県又は指定市の区分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100人以下のもの</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>〃(略)</td> <td>〃(略)</td> </tr> <tr> <td>700人を超えるもの</td> <td>4.01</td> </tr> </tbody> </table> ○市町村(規則4) 1 道路の延長 ①種別補正：道路の幅員による区分及び木橋・非木橋の区分による補正 <table border="1" data-bbox="411 1339 1254 1444"> <thead> <tr> <th>道路の種類別</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路面幅員4.5メートル以上の道路(橋りょうを除く。以下本表において同じ。)</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>路面幅員4.5メートル未満の道路</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>木橋</td> <td>42.0</td> </tr> <tr> <td>橋りょう(木橋を除く。)</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> ②人口補正：道路の延長を1,000メートルで除して得た数値で当該市町村の人口を除いて得た数による補正 <table border="1" data-bbox="411 1478 986 1563"> <thead> <tr> <th>市町村の区分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50人以下のもの</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>〃(略)</td> <td>〃(略)</td> </tr> <tr> <td>1,300人を超えるもの</td> <td>7.0</td> </tr> </tbody> </table> 2 道路の面積 ①種別補正：道路の幅員区分及び橋りょう区分による補正 <table border="1" data-bbox="411 1597 1241 1702"> <thead> <tr> <th>道路の種類別</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路面幅員6.5メートル以上の道路(橋りょうを除く。以下本表において同じ。)</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>路面幅員6.5メートル未満4.5メートル以上の道路</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>路面幅員4.5メートル未満の道路</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>橋りょう</td> <td>10.8</td> </tr> </tbody> </table> ②人口補正：道路の面積を1,000平方メートルで除して得た数値で当該市町村の人口を除いて得た数による補正 <table border="1" data-bbox="411 1736 999 1821"> <thead> <tr> <th>市町村の区分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10人以下のもの</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>〃(略)</td> <td>〃(略)</td> </tr> <tr> <td>200人を超えるもの</td> <td>4.7</td> </tr> </tbody> </table> ※ 市町村の道路の延長及び面積の人口補正をする場合、市町村の昼間人口を当該市町村の常住人口で除して得た率が1.1を超える市町村については、昼間人口から常住人口に1.1を乗じて得た人口を控除した人口の2分の1の人口を当該市町村の常住人口に加えた人口とする。	都道府県又は指定市の区分	率	500人以下のもの	1.00	〃(略)	〃(略)	13,000人を超えるもの	6.66	道路の種類別	率	一般国道(橋りょうを除く。)	0.8	指定区間内の一般国道	1.0	指定区間外の一般国道	1.0	高速自動車国道(橋りょうを除く。)	0.8	都道府県道(橋りょうを除く。)	1.0	橋りょう	4.0	都道府県又は指定市の区分	率	100人以下のもの	1.00	〃(略)	〃(略)	700人を超えるもの	4.01	道路の種類別	率	路面幅員4.5メートル以上の道路(橋りょうを除く。以下本表において同じ。)	0.9	路面幅員4.5メートル未満の道路	1.0	木橋	42.0	橋りょう(木橋を除く。)	1.0	市町村の区分	率	50人以下のもの	1.0	〃(略)	〃(略)	1,300人を超えるもの	7.0	道路の種類別	率	路面幅員6.5メートル以上の道路(橋りょうを除く。以下本表において同じ。)	1.1	路面幅員6.5メートル未満4.5メートル以上の道路	1.0	路面幅員4.5メートル未満の道路	0.7	橋りょう	10.8	市町村の区分	率	10人以下のもの	1.0	〃(略)	〃(略)	200人を超えるもの	4.7
都道府県又は指定市の区分	率																																																																		
500人以下のもの	1.00																																																																		
〃(略)	〃(略)																																																																		
13,000人を超えるもの	6.66																																																																		
道路の種類別	率																																																																		
一般国道(橋りょうを除く。)	0.8																																																																		
指定区間内の一般国道	1.0																																																																		
指定区間外の一般国道	1.0																																																																		
高速自動車国道(橋りょうを除く。)	0.8																																																																		
都道府県道(橋りょうを除く。)	1.0																																																																		
橋りょう	4.0																																																																		
都道府県又は指定市の区分	率																																																																		
100人以下のもの	1.00																																																																		
〃(略)	〃(略)																																																																		
700人を超えるもの	4.01																																																																		
道路の種類別	率																																																																		
路面幅員4.5メートル以上の道路(橋りょうを除く。以下本表において同じ。)	0.9																																																																		
路面幅員4.5メートル未満の道路	1.0																																																																		
木橋	42.0																																																																		
橋りょう(木橋を除く。)	1.0																																																																		
市町村の区分	率																																																																		
50人以下のもの	1.0																																																																		
〃(略)	〃(略)																																																																		
1,300人を超えるもの	7.0																																																																		
道路の種類別	率																																																																		
路面幅員6.5メートル以上の道路(橋りょうを除く。以下本表において同じ。)	1.1																																																																		
路面幅員6.5メートル未満4.5メートル以上の道路	1.0																																																																		
路面幅員4.5メートル未満の道路	0.7																																																																		
橋りょう	10.8																																																																		
市町村の区分	率																																																																		
10人以下のもの	1.0																																																																		
〃(略)	〃(略)																																																																		
200人を超えるもの	4.7																																																																		
使途	条件・制限無し(地方道路譲与税は道路に関する費用に限定)(法8)																																																																		
譲与時期	6・11・3月(法4)																																																																		
H25年度譲与実績	2,764億円(地方道路譲与税を含む)																																																																		
H26年度地財計画	2,708億円																																																																		

地方譲与税の概要 (詳細 その2)

(参考)

譲与税目	石油ガス譲与税	自動車重量譲与税	航空機燃料譲与税	特別とん譲与税	地方法人特別譲与税
沿革・意義	<p>昭和37年頃から液化石油ガス燃料とする自動車ガソリン自動車に代わって大都市を中心に普及してきたことに伴い、揮発油及び軽油に対する課税との均衡を図り、併せて道路整備財源を確保する等の趣旨から、昭和40年に石油ガス税法が創設されるとともに、地方における道路事業の特定財源を充実強化するため、石油ガス譲与税法が創設された。</p> <p>平成20年度には、高速自動車国道（新直轄方式）の維持管理費用の地方負担が導入されたことに伴い、算定基礎である道路の種類に「高速自動車国道」を追加した。</p> <p>平成21年度には、道路特定財源の一般財源化に伴い、石油ガス譲与税においても一般財源化された。</p>	<p>昭和46年度予算編成及び税制改正において、第6次道路整備5箇年計画の策定に伴う道路財源調達の問題及びこれに関連して自動車新税について種々議論がなされ、昭和46年に自動車重量税法が創設されるとともに、市町村の道路財源に充てるため、自動車重量譲与税法が創設された。</p> <p>平成15年度には、国庫補助負担金の見直しに伴い、地方譲与分が1/4から1/3に引き上げられた。</p> <p>平成21年度には、道路特定財源の一般財源化に伴い、自動車重量譲与税においても一般財源化された。</p> <p>平成22年度には、自動車重量税の税率の引下げに伴い地方に減収が生じないよう、地方譲与分が当分の間1/3から407/1,000に引き上げられた。</p>	<p>航空機騒音対策及び空港とその周辺の整備が緊急の課題となってきたことから、その対策に充てるため、昭和47年に航空機燃料税法が創設されるとともに、空港関係市町村の空港対策に充てるために航空機燃料譲与税法が創設された（昭和54年度から都道府県にも譲与）。</p> <p>平成23年度改正では、航空機燃料税の税率の引下げに伴い地方に減収が生じないよう、地方譲与分を2/13から2/9に引き上げた。</p> <p>平成26年度改正では、航空機燃料譲与税の世帯数割の算定に用いている環境基準が変更されたこと等に伴い、騒音世帯数割と着陸料収入割の割合を平成28年度までに1:1にするとともに、地方譲与分の引上げ措置を28年度まで延長した。</p>	<p>外国船と内国船の税負担の均衡を図るため、内国船の固定資産税を軽減するとともに、減収額を補てんするため、新たに特別とん税(外国船内国船ともに入港に際して課税)を徴収し、その収入額を特別とん譲与税として開港所在市町村に譲与するものとされ、昭和32年に創設された。</p>	<p>税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の税率引下げを行うとともに、地方法人特別税が創設され、その収入額に相当する額を都道府県に譲与するものとして、地方法人特別譲与税が平成20年に創設された。</p> <p>平成26年度改正では、地方法人特別税の規模を1/3縮小し、これを法人事業税に還元した。</p> <p>また、この改正にあわせて、法人住民税の法人税割の一部を国税化（地方法人税の創設）し、全額地方交付税の原資とする制度を創設した。</p>
譲与総額	石油ガス税収入額の1/2（法1）	自動車重量税収入額の1/3（法1） （当分の間1/3→407/1000） （法附②）	航空機燃料税収入額の2/13（法1） （平成23～28年度の間2/13→2/9）（法附②）	特別とん税収入額の全額（法1）	地方法人特別税収入額の全額（法2）
課税標準及び税率	<p>石油ガス充てん場からの移出又は保税地域からの引取重量（石ガ税法9）</p> <p>17.50円/kg （石ガ税法10）</p>	<p>自動車検査証を受ける車・車両番号の指定を受ける軽自動車（自重税法7）</p> <p>（例） 乗用自動車自家用（3年） 12,300円/自重0.5トﾝ （租特法90の11）</p>	<p>航空機に積み込まれた航空機燃料の数量（航燃税法10）</p> <p>26,000円/kg （航燃税法11）</p> <p>※ 平成23～28年度の間 26,000円/kg→18,000円/kg （租特法90の8）</p>	<p>開港へ入港する外国貿易船の純トﾝ数（特とん税法3）</p> <p>入港ごとに納付する場合 20円/トﾝ</p> <p>開港ごとに1年分一時納付する場合 60円/トﾝ</p>	<p>基準法人所得割額 付加価値割額・資本割額及び所得割額によって課税される法人 税率 67.4%（148%） 所得割額によって課税される法人 税率 43.2%（81%） 基準法人収入割額 収入割額によって課税される法人 税率 43.2%（81%）</p> <p>*（ ）はH26年10月1日前に開始した事業年度まで適用</p>
譲与団体（H25実績）	全都道府県 全指定都市 （法1）	全市町村 （特別区含む） （法1）	空港関係都道府県（37） 空港関係市町村（125） （特別区含む）（法1）	開港所在市町村（179） （都を含む）（法1）	全都道府県 （法32）
譲与基準	<p>1/2 前年の4月1日現在における都道府県及び指定市の区域に存する一般国道・高速自動車国道・都道府県道の延長（法2）</p> <p>1/2 前年の4月1日現在における都道府県及び指定市の区域に存する一般国道・高速自動車国道・都道府県道の面積（法2）</p>	<p>1/2 前年の4月1日現在における各市町村の区域内に存する市町村道の延長（法2）</p> <p>1/2 前年の4月1日現在における各市町村の区域内に存する市町村道の面積（法2）</p>	<p>○市区町村（法2） 譲与額の4/5に相当する額 1/2[H26 7/18 H27 4/9] 着陸料収入額 1/2[H26 11/18 H27 5/9] 騒音世帯数 ○都道府県（法2の2） 譲与額の1/5に相当する額 1/2[H26 7/18 H27 4/9] 着陸料収入額 1/2[H26 11/18 H27 5/9] 騒音世帯数</p>	<p>開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額（法2）</p>	<p>1/2 : 人口 1/2 : 従業者数 （法33）</p> <p>※譲与額は、譲与総額から財源超過団体の財源超過団体調整額を控除した額を上記基準によりあな分した額の合算額（財源超過団体については、当該合算額に個別財源超過団体調整額を加算した額）</p>
譲与基準の補正について	<p>普通交付税の算定に用いる道路橋りょう費の測定単位当たりの補正率による補正（規則3）</p> <p>1 道路の延長 前年度分の地方交付税の道路橋りょう費に係る補正後の道路の延長 ÷前年度分の地方交付税の道路橋りょう費に係る補正前の道路の延長</p> <p>2 道路の面積 前年度分の地方交付税の道路橋りょう費に係る補正後の道路の面積 ÷前年度分の地方交付税の道路橋りょう費に係る補正前の道路の面積</p>	<p>地方揮発油譲与税の市町村分と同じ（規則3）</p>	<p>（規則4、4の2）</p> <p>1 着陸料収入額 ①着陸料の収入額の段階による補正 ②空港の管理の態容による補正 ③空港の所在の状況による補正</p> <p>2 騒音世帯数 ①騒音の程度による補正 ②空港の管理の態容による補正</p> <p>※激変緩和措置のための補正あり</p>	なし	なし
使 途	条件・制限なし （法7）	条件・制限なし （法7）	空港対策に関する費用 （法7）	条件・制限なし （法5）	条件・制限なし （法37）
譲与時期	6・11・3月 （法3）	6・11・3月 （法3）	9・3月 （法3）	9・3月 （法3）	5・8・11・2月 （法34）
H25年度譲与実績	104億円	2,641億円	149億円	125億円	19,803億円
H26年度地財計画	100億円	2,656億円	145億円	126億円	21,829億円